

権利擁護・後見サポートセンターニュース

〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 電話06-6841-9382

★豊中市より成年後見サポートセンター業務を受託しました

これまで地域福祉権利擁護センターでは、成年後見制度に関する相談や、高齢者・障害者の金銭管理をはじめとする様々な権利擁護事業を行ってきました。

この度、豊中市では認知症・知的障害・精神障害等で判断能力が不十分な方が、安心して地域で暮らしていくために、成年後見制度の利用促進に向けた環境整備を進めていくことになり、成年後見サポートセンターが設置され、豊中市社会福祉協議会が業務受託しました。

また、地域福祉権利擁護センターは、「権利擁護・後見サポートセンター」に名称を変更しました。

培った活動実績やネットワークを活かし、これまで以上に幅広い権利擁護活動を行います。

成年後見サポートセンターの業務内容

- ①成年後見制度に関する講演会等の実施（年4回）
- ②成年後見制度利用に関する相談支援業務（随時）
- ③親族後見人への弁護士相談窓口の設置（月1回）
- ④成年後見制度を担う各種団体の情報収集
- ⑤市民後見人養成事業（下記参照）



★市民後見人養成講座が始まります！！

大阪府では平成23年度より大阪府社会福祉協議会（府社協）が実施する市民後見人の養成講座が毎年開催されています。

豊中市では、府社協と豊中市社会福祉協議会が豊中市より委託を受け、養成とその活動支援を行っています。平成30年度は2名の豊中市民が修了し、バンク登録※¹されました。今後、家庭裁判所の依頼があれば、バンク登録者の推薦をし、後見活動が始まります。

令和元年度のオリエンテーションは、

6月1日（土）に池田市保健福祉総合センターで開催しました。

当日は20名（内豊中市民：9名）の参加がありました。

今後のオリエンテーション開催予定は、

市社協のホームページ <https://www.toyonaka-shakyo.or.jp/>

大阪府社会福祉協議会のホームページ <http://www.osakafusyakyo.or.jp/>をご確認ください。



市民後見人とは…

社会貢献への意欲が高く成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた方が、地域における相互支援活動として市民という立場を活かした身近なところで無報酬で後見活動を行うものです。

基礎講習（４日間）後に実務講習へ進むにあたっての面接等による選考を実施。その後実務講習（７日間）と、施設実習（２日間）を実施。全課程を終了後に再度選考し、バンク登録となります。※^２

養成講座受講者数（平成３０年度実績）

	府全体	豊中市 在住・在勤者
オリエンテーション 受講者	２６２名	３名
基礎講習 受講者	５０名	３名
実務講習 修了者	３５名	２名

- ※１ バンク登録とは、市民後見人養成講座を修了した方に、大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室が管理する市民後見人バンクに登録していただく制度です。（登録は無料です）
登録後に家庭裁判所の依頼に応じて、登録者の中から、市民後見人候補者を推薦し、受任を経て後見活動が始まります。また、登録者向けの研修会も定期的に行われます。
なお、オリエンテーションは年齢に関係なくどなたでも参加いただけますが、市民後見人養成講座の受講の対象は、平成３１年４月１日の年齢が満２５歳以上７０歳未満の方です。

★平成３０年度 日常生活自立支援事業の実績報告

判断力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者を対象に、

- ①財産保全サービス
- ②金銭管理サービス
- ③福祉サービス利用援助

を行う「日常生活自立支援事業」の相談が年々増えています。

相談内容の内訳として、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者に関する金銭管理相談が増える一方で、在宅の精神障害者に関する相談も増えています。

センターでは、事務処理の簡素化や関係機関との連携による支援方法の見直し等により、利用者からの相談や新規ケースへ取り組み、少しでも多くの方を支援していきます。

契約者の状況内訳	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
認知症高齢者等	64	67	59	49	64	77	75
知的障害者等	12	14	13	13	14	14	12
精神障害者等	39	44	45	45	55	64	68

契約件数の推移	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
契約締結件数	41	30	10	19	45	48	45
終了（死亡、解約）件数	21	20	18	29	19	26	45
年度末利用者数	115	125	117	107	133	155	155